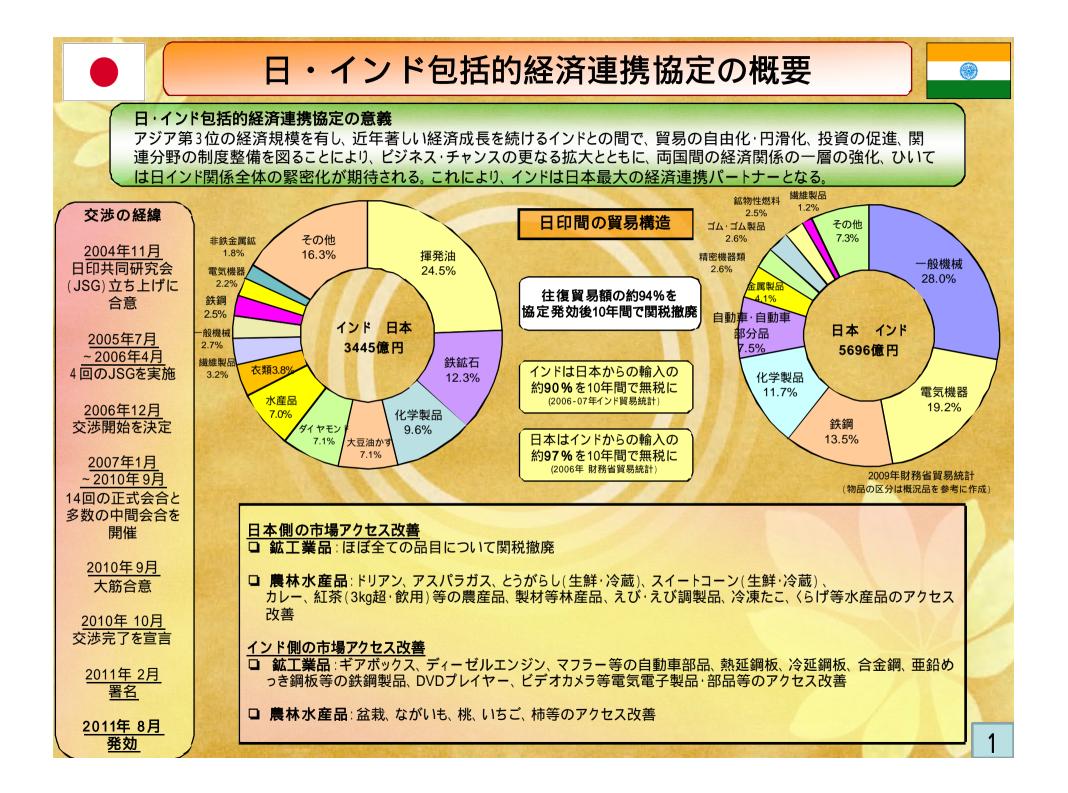
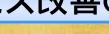
# 日・インド包括的経済連携協定(IJCEPA) (2011年2月16日署名、同年8月1日発効)

目次

日・インド包括的経済連携協定の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	
インド側の市場アクセス改善の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2	
日本側の市場アクセス改善の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3	
物品一般ルール・原産地規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4	
税関手続 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4	
サービスの貿易 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5	
自然人の移動 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5	
強制規格、任意規格及び適合性評価手続(TBT)並びに衛生植物検疫措置(SPS)・・ 6	
政府調達 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6	
投資 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7	
知的財産 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7	
競争・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7	
ビジネス環境の整備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8	



# インド側の市場アクセス改善の概要



#### 鉱工業分野

主要な日本側関心品目を例示

分野	品目	関税率*	交渉の結果
自動車部品	ギアボックス	12.5%	8年間で6.25%まで段階的引下げ
	ディーゼルエンジン	12.5%	6年間で5%まで段階的引下げ
	マフラー(消音装置)	10%	10年間で関税撤廃
鉄鋼製品	熱延·冷延鋼板	5%	5年間で関税撤廃
	合金鋼	5%	5年間で関税撤廃
	亜鉛めっき鋼板	5%	5年間で関税撤廃
電気電子製品	リチウムイオン電池	10%	10年間で関税撤廃
	DVDプレイヤー	10%	10年間で関税撤廃
And Internet State	ビデオカメラ	10%	10年間で関税撤廃
一般機械	ブルドーザー	7.5%	10年間で関税撤廃
	トラクター	10%	10年間で関税撤廃

農林水産分野

品目	関税率*	交渉の結果
盆栽	5%	5年間で関税撤廃
ながいも	べいも 30% 10年間で関税撤廃	
桃	30%	10年間で関税撤廃
いちご	30%	10年間で関税撤廃
柿	30%	10年間で関税撤廃

	日本側の市場アクセス改善の概要		
	業分野		
し ほぼう	全ての品目につき即時関税撤廃		
農林水	<u>×産分野</u> 主要な品目		
分野	交渉の結果(カッコ内は現行関税率(*印は一般特恵税率))		
農産品	<ul> <li>ドリアン(2.5%*)、アスパラガス(3%)は即時関税撤廃</li> <li>とうがらし(生鮮・冷蔵)(3%)、スイートコーン(生鮮・冷蔵)(6%)は7年間で関税撤廃</li> <li>カレー(3.6%*)、紅茶(3kg超・飲用)(2.5%*)は10年間で関税撤廃</li> </ul>		
林産品	林産品 🔮 製材(3.6%*)は即時関税撤廃		
水産品			
	冷凍たこ(5%*)は7年間で関税撤廃		
	● えび調製品(3.2*-5.3%)及び〈らげ(7%)は10年間で関税撤廃		

物品一般ルール

### 原産地規則

両締約国間における物品の貿易 に影響を及ぼす締約国の措置(関 税の賦課)に関し、内国民待遇の 供与、関税の撤廃又は引下げ等を 締約国に義務付ける。

本協定に基づき関税を撤廃し、 又は引き下げた原産品に対して、 両締約国の間においてのみとられ る二国間セーフガード措置の適用 のための規則を定める。

税関手続

迂回貿易の防止の観点から、一般規則 としてより厳格なルール(関税番号変更 基準と付加価値基準の双方を満たす必要 あり)を採用しつつ、我が国が輸出関心 のある多くの産品については、より貿易 促進的なルールを採用した。

個別品目毎の関税分類の変更、原産資 格割合(Q.V.C.)の割合及び特定の製造若 しくは加工作業の要件は附属書2(品目別 規則)に定めている。

本協定に基づく関税上の特恵待遇を付 与するために必要な原産地証明に係る証 明方法は第三者証明であり、詳細は、附属 書3(運用上の証明手続)に定めている。

税関手続の透明性を確保するとともに、税関手続の簡素化及び調和を通じた貿易の円滑化及び効果的な取締りの確保のため、協力・情報交換を推進 することを規定。



自然人の移動

両国間におけるサービス貿易の促進及びそれ らに係る両国間での基本ルールの強化

サービス貿易の一層の自由化を 目的とし、WTOよりも高いレベルで 個別分野の自由化について約束。

基本電気通信の外資規制改善、 シングルブランド及びシングルブラン ドのフランチャイズの参入自由化、邦 銀による支店設置申請に対して好意 的配慮を払う旨の約束等。

市場アクセス義務及び内国民待 遇義務に適合しない規制のリスト化 に向けて努力することについて合意。 短期の商用訪問者、企業内転勤者、独立の自由 職業家等の相手国への円滑な入国・一時的な滞 在及びそれに必要な手続等の透明性の確保

入国及び一時的な滞在に必要な手 続等の透明性及び円滑化・迅速化を 確保。

社会保障協定については、一定期間(3年)内の交渉等の完了を目的とし、事前協議及び締結交渉を行う。

インド人看護師・介護福祉士の将来 における受入れについては、協定発 効後に継続して協議(遅くとも協定発 効後2年以内に結論に達することを目 的とする。)。



## 強制規格、任意規格及び 適合性評価手続(TBT)並びに 衛生植物検疫措置(SPS)

政府調達

照会所を指定し、小委員会を設置 する。

後発医薬品の承認審査に関し、 他方の締約国からの申請に対し、国 内法令の要件を満たしている場合、 内国民待遇を与え、合理的な期間 内に手続を完了する。

相互承認に関する取決めに至る 段階的アプローチについて定める。 両締約国が自国の法令に従って 透明性を確保すること及び情報交換 を行うことにつき定めるとともに、他 方の締約国の物品、サービス及び 供給者に対し、自国の法令に従って 非締約国の物品、サービス及び供 給者に与える待遇よりも不利でない 待遇を与えることを定める。



#### 知的財産

投資家及び投資財産に対する投 資財産設立前及び後の内国民待 遇、投資設立後の最恵国待遇、特 定措置の履行要求(パフォーマンス 要求)の禁止等の規定による投資活 動の更なる自由化及び促進。

投資家対国の紛争解決手続、収 用等に係る公正な補償、資金の移 転等の規定による投資家及び投資 財産の保護。 WTO協定水準を超える要素を持つ、知的財産の十分にして効果的かつ 無差別的な保護を確保。

【WTO協定水準を超える規定の例】 ・コンピュータ・プログラムを含む発明の 特許可能性 ・広く認識されている商標の更なる保護 ・商標出願の早期審査

#### 競争

反競争的な行為に関し、両国の競争当局が適切な措置をとること及び 規制分野で協力を行うことにつき定めるほか、競争法の適用に関する国 籍による無差別の原則、手続の公正な実施、及び実施に係る透明性の 促進を定める。

